

令和3年度

いなば



自分たちにできること！「いなばの学校/親水空間づくり」(地域社会に貢献する若者たち)

みどり
水土里ネット いなば

因幡堰土地改良区

〒999-7601

山形県鶴岡市藤島字笹花16番地2

Tel 0235(64)2169

Fax 0235(64)2040

水土里ネットいなば便りの発刊にあたり

水土里ネットいなば
理事長 齋藤 豪^{つよし}



因幡堰土地改良区組合員の皆さま並びに関係各位におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、日本の各地域において気候変動等の影響により、豪雨が頻発・激甚化しておりますが、今後更に被害が甚大化していくことが予想されております。また、現在コロナウィルス感染症の終焉の兆しも見えないまま、生活において大きく行動が制限されることなど、営農のみならず産業経済の衰退が農村を取り巻く環境変化は、農家と水土里ネットに留まらず、地域社会の生活、産業、文化にまで大きな影を落としています。

このような中で、本区管内の多面的支払保全組織（いなばエコフィールド協議会／高寺エコフィールド協議会）は、田んぼダムの推進・拡大とともに、この取り組みに対する直接的な農家支援（田んぼダム協力金支給）ができるよう関係機関との協議、ご指導いただきながら、この実現に向け大きく動き出しました。そこで本区としても地域総代、役職員総力を挙げて、関係農家の意志確認や現地確認を行いながら支援してまいります。

現在、田んぼダムの取り組みは、本年度より日本型直接支払制度において加算措置が設けられるなど、いまでは農家にだけ一方的に負荷を強いるものではなくなっており、この取り組みは水田農業の持つ公益的機能の評価において、国土強靱化や防災減災に結び付くものとして、多少の対価を支払ってでもその社会的便益が特に期待されているものです。

そこで我々が、水田の持つ多面的機能を最大限発揮し、この田んぼガムの取り組みを積極的に推進することの意義は、広く国民の生命と財産を守るだけではなく、子や孫など次の世代の負担を軽減するものであり、これからも永く国民的合意形成を得ながら、農業や農家に対する評価や支援に直結するものとして、地域の持続可能な農業農村の振興と共生社会の実現を後押しし続けてくれる重要な取り組みでもあります。しかし、これからの日本型直接支払制度における様々な活動の実践においては、現行の複雑な事務作業等に縛られることなく、地域の成果と効果は変わらず、農家組織や農家にとって、よりスマートに負担軽減が図られる仕組みづくりへの変革を現場は求めています。本区としては、これら現場の課題の解決のためにも、この制度が更に地域農業への評価の高まりを受けながら、農家のみならず農業を支える地域住民、団体等への公的補助、支援の輪へと広がるまで、この訴えとともに地域貢献活動の労苦を惜しまず、これからも先頭に立ち続けていく所存です。

農村は今、農業の高齢化と担い手農家の減少は急激に進行しており、特にこの農村の少子高齢化は、国全体の動きより 10 年早く始まると言われ、既に気付いたときには手遅れとなり得るものであるため、いま人材を確保する努力をしないとこの農地と水は守れない深刻な問題であります。また、本地域はこれら人的問題だけではなく、管内の寿命を迎えつつある用排水施設の修繕や更新につきましても重大な問題を抱えておりますので、今後これらにつきましても各地域ごと皆さまの声に真摯に耳を傾け、（いつ、だれが、どのように）の議論を深めながら、この命題に誠心誠意努めてまいります。

最後になりますが、本区の事業展開とともに今後の運営に対しまして、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

水土里ネットいなば基本理念

我々の美しい里には、豊かで親密な人間関係と豊富な水と土地がある。
水土里ネットの存在意義を考え、《次の世代に『水』『土』を引き継ぐ》
水土里ネットの新たな役割を果たす、《地域と共に『人』を育む》
よって、水土里ネットが担うべき環境保全とは、『水』『土』を守り
『人』を育むことである。

本区は、この理念を基に国民に信頼され、地域社会に必要とされる組織
として認められるよう地域との連携を図りながら、積極的な活動を展開
していきます。

※ 理念とは、物事に対してこうあるべきだという根本の考えです。また、理念は、持つことで言動
や行動に一貫性を持てるものでもあります。

土地改良区の強みは、地域密着型であること。顔の見える強い信頼関係に裏打ちされた地域保全
を根っこで支えている必須組織であります。

**水土里ネットいなばの第一義は、地域に必要とされること。
これこそが、本区の理念です。**

これからも急激な時代の変化に本地域が取り残されないよう組合員の皆様の貴重なご意見に真摯に
耳を傾け、十分検討を行った上で信頼やご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、引き続き
ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年度 一般会計収入支出予算

令和3年3月10日、因幡堰土地改良区事務所に於いて通常総代会が開催され、各議案について慎重に審議がなされ、全議案が原案の通り可決されました。

[収 入]

単位：円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記%
			増	減	
1 土地改良事業収入	85,365,000	85,374,000	-	9,000	61.85%
2 附帯事業収入	150,000	150,000	-	-	0.11%
3 基本財産運用収入	144,000	181,000	-	37,000	0.10%
4 特定資産運用収入	14,000	33,000	-	19,000	0.01%
5 業務受託料収入	960,000	950,000	10,000	-	0.70%
6 雑収入	1,439,000	1,840,000	-	401,000	1.04%
7 基本財産取崩収入	14,425,000	8,335,000	6,090,000	-	10.45%
8 特定財産取崩収入	17,549,000	2,153,000	15,396,000	-	12.71%
9 固定資産売却収入	1,000	1,000	-	-	0.01%
10 会計内繰入金	118,000	118,000	-	-	0.08%
11 繰越金	17,853,000	17,641,000	212,000	-	12.94%
収入合計	138,018,000	116,776,000	21,242,000	-	100.00%

[支 出]

単位：円

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較		付記%
			増	減	
1 土地改良事業費支出	33,418,000	32,979,000	439,000	-	24.21%
2 一般管理費支出	90,308,000	71,890,000	18,418,000	-	65.43%
3 土地改良事業負担金支出	1,400,000	1,400,000	-	-	1.01%
4 固定資産取得支出	3,000,000	1,000,000	2,000,000	-	2.17%
5 基本財産積立支出	5,728,000	5,249,000	479,000	-	4.15%
6 特定財産積立支出	3,572,000	3,644,000	-	72,000	2.59%
7 雑支出	1,000	1,000	-	-	0.01%
8 会計内繰出額	118,000	118,000	-	-	0.09%
9 予備費	473,000	495,000	-	22,000	0.34%
支出合計	138,018,000	116,776,000	21,242,000	-	100.00%

令和3年度〔一般会計〕事業概要について

令和3年度一般会計において予定されている事業は下記の通りですが、事業実施の時点で事業費の割当等により多少の変更がある場合もあります。

【通年維持管理事業】（一般会計）

単位：千円

事業種別	事業内容	事業費	摘要
山形県管理業務委託 基幹水利施設管理事業	東二号幹線用水路 L=5.5km	1,000	高寺分水工～柳久瀬 九日田分水工 維持管理事業
幹線用排水路等維持管理	草木刈払・土砂浚渫業務 等	170	〃
幹線用排水路等工事	道水路補修及び早魃対策 安全対策工事	3,600	〃

令和3年度 地区除外決済金について

本土地改良区内の農地を転用した場合は、速やかに本区に届け出るようお願いいたします。

届け出をされないと、いつまでも賦課金を徴収されることとなります。

各会計毎の決済金額は、次の通りです。

1. 維持管理事業費（一般全地区）	10a当り	182,074円
〃（一般パイプ地区）	〃	96,000円
2. 県営圃場整備事業費〔第7事業区〕（全地区）	〃	6,000円
3. 県営柳久瀬地区圃場整備事業費	〃	6,000円
4. 県営後田地区土地改良総合整備事業費	〃	6,000円
5. 第3事業区圃場整備事業費	〃	6,000円
6. 第5事業区圃場整備事業費	〃	6,000円

令和3年度〔地区別〕賦課金について

納期限 第1期 令和3年4月30日
 第2期 令和3年10月29日

(10a当り 単位：円)

会 計	会 計 内 訳	第1期	第2期	前年度比較	
1 一般全地区	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,030			
	② 共 同 管 理 費	470			
	合 計 (①+②)	4,500	2,250	2,250	-
2 一般パイプ地区	① 経 常 費 (事業償還金、事業負担金含む)	4,030			
	② 共 同 管 理 費	470			
	③ 維 持 管 理 費	3,200			
	合 計 (①+②+③)	7,700	3,850	3,850	-
3 圃場パイプ地区	適 正 管 理 費	200	-	200	-
4 圃場オープン地区	適 正 管 理 費	200	-	200	-
5 柳久瀬地区	適 正 管 理 費	200	-	200	-
6 後田地区	適 正 管 理 費	200	-	200	-
7 第3事業区	適 正 管 理 費	200	-	200	-

納期限を過ぎた賦課金には日歩3銭(年利10.95%)の延滞金が徴収されます。

また督促状が発行された場合は、延滞金と督促手数料400円が加算徴収されます。

[交付手数料について]

◎文書交付手数料は、下記の通りです。

1. 区費賦課証明書	1 件	5 5 0 円
2. 農林漁業資金年賦償還計画証明書	1 件	7 7 0 円
3. 原簿の謄本及び抄本	1 件	5 5 0 円
4. 土地改良事業地域に関する証明書	1 件	5 5 0 円
5. 原簿閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
6. 事業計画図面閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
7. 換地計画確定図面閲覧	1 種別 1 回	3 3 0 円
8. 各証明書等副本	1 通	2 2 0 円
9. 謄写図面交付	1 件	2 2 0 円
1 0. 農地転用に関する意見書（普通）	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 1. 農地転用に関する意見書（複雑）	1 件	4, 4 0 0 円 以上
1 2. 国有地に関する承諾書及び意見書	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 3. 工作物設置承諾書	1 件	2, 2 0 0 円 以上
1 4. 流水使用、排水等の許可申請書	1 件	5, 5 0 0 円 以上
1 5. 土地改良財産使用等の承諾申請書	1 件	3, 3 0 0 円 以上
1 6. 各承諾許可書等副本	1 通	2 2 0 円
1 7. 現地立会料	1 件	2, 2 0 0 円

☆ 水 を 大 切 に ☆

(1) 用水の節水と有効利用について

組合員の皆様方は、用水の管理については大変なご苦勞をなされている訳け
ですので、お互いに協力し合って節水につとめ、限られた水資源を有効に使って
行きましょう。

(2) 汚濁、汚染の放流禁止について

汚濁、汚染等の放流により、水路の汚れが最近ひどくなっている地域が見受け
られます。これまで浄化槽設置を条件に許可したものであっても、施設に不備な
点があった場合は、許可を取り消すこともありえますので十分注意して下さい。

〔農地の移動及び転用について〕

組合員が所有又は耕作している農地の名義が所有権移転、耕作権の移動、経営移譲・農地転用等により変更が生じた場合は、すみやかに本土地改良区へ届け出て、変更の手続きを取って下さるようお願いいたします。

変更の届け出は自己申請ですので、届け出がなければ賦課台帳等の修正はなされず、現資格者に賦課されることになります。

また変更される場合は、賦課金を滞納していないかよく確認してから行って下さい。もし、滞納している場合には、新資格者に支払い義務が生じますのでご注意願います。

----- こんな時は届け出しましょう！ -----

1. 名義変更の届け出
 - ①組合員が死亡したとき。
 - ②土地改良法第3条の資格者（納税義務者、所有者）が変わったとき。
2. 資格取喪の届け出
 - ①売買を行ったとき。
 - ②賃貸借関係の変更で、耕作者が変わったとき。
3. 新規組合員の届け出
 - ①売買により、新規組合員になるとき。
 - ②賃貸借関係により、新規組合員になるとき。
4. 組合員抹消の届け出
 - ①売買により、耕作地がなくなったとき。
 - ②小作地返還により、耕作地がなくなったとき。
5. 農業者年金受給による資格交替届け出
6. 住所変更の届け出

☆届け出用紙は土地改良区にありますので、印鑑をご持参の上おいで願います。

平成31年度（令和元年度） 財 務 状 況

令和2年度第二回臨時総代会が令和2年8月7日に開催され、平成31年度（令和元年度）の一般会計並びに特別会計決算書、財産目録、事業報告書が承認されました。

1. 収 支 決 算 書

〔一般会計〕

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 区 費	73,317,000	72,998,354	1 事 務 所 費	56,995,000	52,689,603
2 雑 収 入	1,765,000	1,665,863	2 選 挙 費	100,000	0
3 繰 入 金	6,837,000	6,837,000	3 維 持 管 理 費	22,630,000	16,098,547
4 繰 越 金	18,848,000	18,848,009	4 財 産 費	3,540,000	2,660,883
5 受 託 費	950,000	960,300	5 負 担 金	8,489,000	7,574,129
6 支 援 金	9,000,000	8,285,028	6 諸 費	9,096,000	8,018,748
7 交付金補助金	150,000	150,000	7 繰 出 金	9,703,000	9,702,843
			8 予 備 費	314,000	0
計	110,867,000	109,744,554	計	110,867,000	96,744,753

歳入歳出差引残金12,999,801円は令和2年度へ繰越（内維持管理繰越金2,315,561円）

〔特別会計・1〕 圃場整備事業費（赤川地区第7事業区）

単位：円

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	決 算 額	款	予 算 額	決 算 額
1 賦 課 金	2,125,000	2,126,268	1 諸 費	15,000	935
2 雑 収 入	20,000	15,917	2 繰 出 金	2,206,000	2,206,000
3 繰 入 金	2,000	2,000	3 オープン地区 適正管理費	1,000,000	0
4 繰 越 金	1,698,000	1,698,357	4 パイプ地区 適正管理費	500,000	0
			5 予 備 費	124,000	0
計	3,845,000	3,842,542	計	3,845,000	2,206,935

歳入歳出差引残金1,635,607円は令和2年度へ繰越

[特別会計・2]

単位：円

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
県営柳久瀬地区 圃場整備事業費	1,342,000	1,226,251	5,000	1,221,251
県営後田地区 土地改良総合整備事業費	1,506,000	1,503,406	4,000	1,499,406
第3事業区 圃場整備事業費	445,000	441,839	153,000	288,839
総代役員職員表彰 退任慰労金費	5,780,000	5,779,612	2,413,264	3,366,348
因幡堰土地改良区 職員退職給与金費	42,119,000	42,225,359	0	42,225,359
因幡堰土地改良区 基金積立金費	217,861,000	217,760,616	6,721,000	211,039,616
因幡堰土地改良区 除外決済金費	1,098,000	1,181,962	1,006,200	175,762

会計区分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	差引残金
赤川地区共同管理費	106,410,000	115,361,643	93,324,775	22,036,868

歳入歳出差引残金は各地区毎に令和2年度～繰越

2. 財産目録

[資産の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)流動資産（一般会計他4会計預金残高等）	17,965,893 円
(2)固定資産（基本財産、特定資産及びその他固定資産等）	294,851,672 円
資 産 合 計	312,817,565 円

[負債の部]

単位：円

摘 要	金 額
(1)固定負債（積立金及び引当金）	256,807,085 円
資 産 合 計	256,807,085 円



水路への「ゴミ捨て」はやめましょう

土地改良区の各施設の維持管理は、組合員の賦課金でまかなわれております。

刈草やゴミを水路に捨てますと水害やポンプ等施設の故障の原因となり、管理費の増加につながります。

みんなで注意しましょう。

限りある水資源を大切に使いましょう

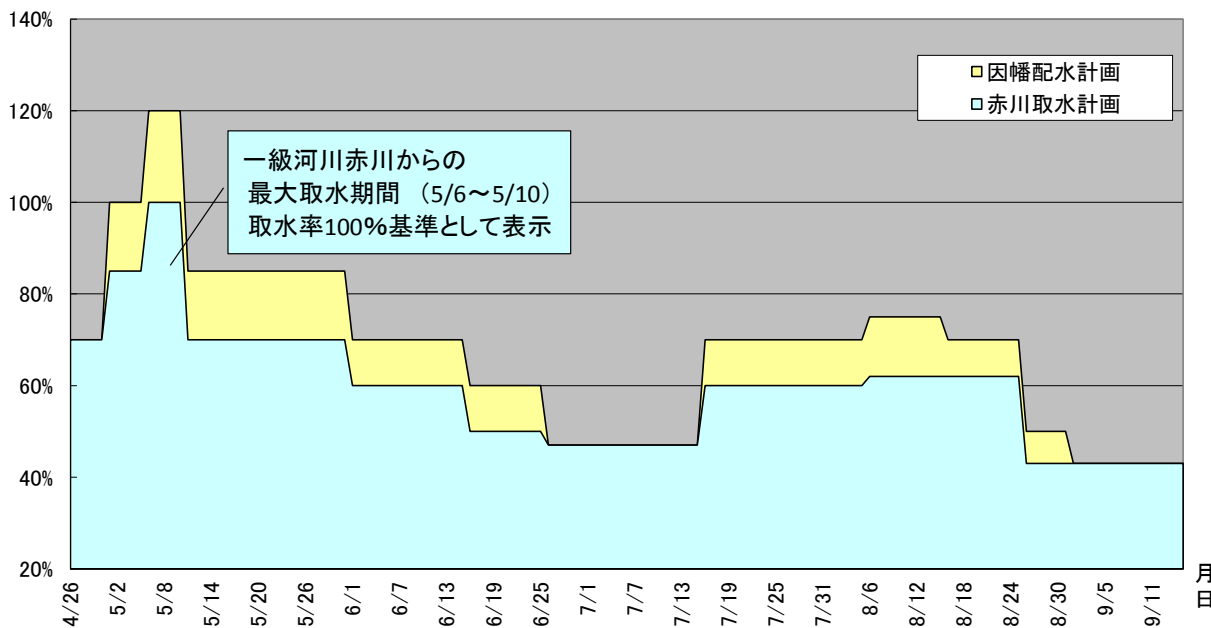
令和3年度は、下記配水計画に基づいて農業用水の供給をしております。

農業用水かんがい期間（4月26日～9月15日）

期間区分	浄化用水	水路維持用水(15日)			代かき期(15日)			普通期
	～4月10日	4月11日～(5)	4月16日～(5)	4月21日～(5)	4月26日～(5)	5月1日～(5)	5月6日～(5)	5月11日～(21)
赤川取水計画 規定流量(t/s)	4.500	11.881	16.752	23.322	29.012	35.229	41.446	29.012
代かき期最大 に対する 赤川取水率	11%	29%	40%	56%	70%	85%	100%	70%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	11%	29%	40%	56%	70%	100%	120%	85%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

期間区分	普通期(128日)							浄化用水
	6月1日～(15)	6月16日～(10)	6月26日～(20)	7月16日～(21)	8月6日～(20)	8月26日～(6)	9月1日～(15)	9月16日～
赤川取水計画 規定流量(t/s)	24.867	20.723	19.479	24.867	25.867	17.821	17.821	4.500
代かき期最大 に対する 赤川取水率	60%	50%	47%	60%	62%	43%	43%	11%
代かき期最大 に対する 因幡配水率	70%	60%	47%	70%	75%	50%	43%	11%
ファームポンド・補水施設等の運用効果によるアップ								

令和3年度 赤川取水計画及び水土里ネットいなば配水計画表



※今年も異常気象等も含めて渇水によっては、水源である赤川からの取水制限等により、本配水計画に大幅な変更が生じることもございます。その場合は速やかに地区総代、または生産組合長に報告し、渇水対策に努めますので、それぞれの地区におかれましても、更なる節水にご協力をお願いいたします。

田んぼダムの取り組み

田んぼダムとは水田が持っている水を貯める機能を利用し、大雨が降った時に雨水を田んぼに一時的に貯留することで、水田からのピーク流出量を抑制することにより下流域排水路や河川の洪水被害を軽減する取り組みです。

現在、農家による田んぼダムの取り組みが治水施設を補完する新たな役割を担い、地域防災・減災に繋がる浸水被害緩和策の一つとして注目を集め、全国的に取り組みが広がっています。

田んぼダムの取り組みを支援します！

これから田んぼダムをはじめたい農家については、本区で事務受託しております『いなばエコフィールド協議会』、『高寺エコフィールド』多面的機能支払保全組織より『水位調整器』と『強化プラスチック製水位調整板』の配布が可能です。あわせて取り組み実績に応じて500円/10aを作業協力金として農家に交付できるよう、これら保全組織の活動を土地改良区としても支援いたします。（～令和5年度まで）尚、詳細につきましてはホームページに掲載しておりますが、ご不明な点等ございましたら因幡堰土地改良区もしくは地区総代までお問い合わせください。

【サイトURL⇒<https://www.inabazeki.or.jp>】

※今期最終年度に活動要件を達成した保全組織は次期5カ年（令和6年度～令和10年度）について取組の継続が可能となります。



水
土
里
ネ
ッ
ト
い
な
ば
事
務
所
(
玄
関
)
展
示
場



水位調整器



水位調整板





水土里ネットいなばWEBサイト ホームページができました!!



田んぼの学校の活動を一時休止いたします。
コロナ対策を優先させるため、令和3年9月まで田んぼの学校を活動休止いたします。
ご理解いただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

最新情報

- 2021.04.01 | **農業用水情報** 現在、赤川頭首工より4,500m³/sec(11%)の浄化用水を取水しております。
- 2021.03.29 | **農業用水情報** 「令和3年度 因幡堰土地改良区 期間区分別配水計画」をアップロードしました。
- 2021.03.29 | **広報** 令和2年度 いなばだより
- 2021.03.29 | **お知らせ** 令和3年度 賦課金及び賦課徴収方法について
- 2021.03.29 | **イベント情報** 田んぼの学校を令和3年9月まで活動休止いたします。
- 2021.03.29 | **お知らせ** 令和3・4年度競争入札参加資格審査申請について 《受付は終了しました》
- 2021.03.29 | **お知らせ** ホームページを公開いたしました

農業用水情報
水質調査結果

各種申請書類
ダウンロード

食の都庄内クイズ

イベント・取り組み

田んぼダムの取り組み

広報いなばだより



サイトURL ⇒ <https://www.inabazeki.or.jp>

←QRコードはスマートフォンのカメラ・QRコードリーダー等で読み取りをしてください。

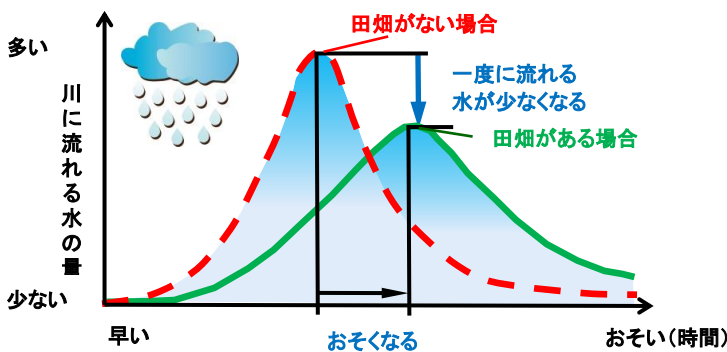
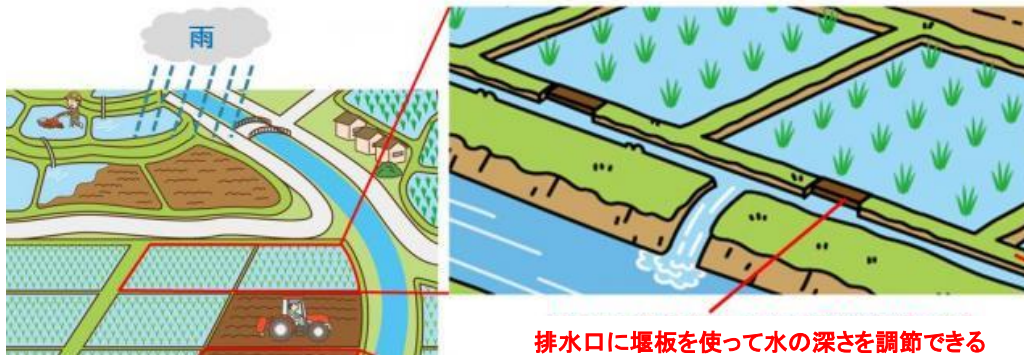
【ホームページ内容】

- ・理事長挨拶 ・組織概要 ・賦課金関係 ・アクセス（事務所所在地） ・お問い合わせ
- ・届出申請（組合員資格得喪通知書、農地転用、水利関係者・隣接者同意書、地区除外申請書）
- ・農業用水情報、水質調査結果 ・食の都庄内クイズ ・イベント及び地域活動の取り組み
- ・因幡堰の歴史 ・田んぼダムの取り組み ・広報いなばだより

田んぼダムによる防災・減災の取組

農地・水・環境保全組織いなばエコフィールド協議会

田んぼダムの仕組み



水位調整板の設置状況



田んぼの湛水状況



本地区では、ほ場整備後、個々の農家が簡易的に塩ビ管やヒューム管を設置し排水対応を行っていたが、近年、発生が増している豪雨の際には、排水対応と排水施設等の保全に苦慮し、排水溝畦の洗堀や法面崩壊が発生していた。

このため、排水溝畦と法面の補強を行うとともに、水田の排水口に調整板を設置して水田の貯留機能向上を図ることで、大雨時のダム的な貯留効果を発揮している。

多面的機能支払交付金農地維持支払活動の写真を必ず撮ろう!!

『ここがチェックポイント』

時期	内容	会議・役員会	農用地	水路・パイプライン	農道	植栽・ゴミ拾い ・田んぼダム
4月	機能点検及び断		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	春
	計画策定	 □写真撮影・□日報提出	※会議・役員会については、4月に限らず通年をとおして実施した際に必ず写真撮影をお願いします。飲料、茶菓子の購入・公民館使用料の請求がある場合、活動写真がないと事業からの支出ができなくなります。			
	泥上げ		 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		
	ゴミ拾い	※ゴミ拾いは、農業施設（農用地・水路・農道）のゴミ拾いをしている写真（背景に農業施設が写っている）を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
5・6月	植栽活動	※植栽活動は活動写真も必要ですが、農業施設（農用地・水路・農道）に定植またはプランターを設置している（並べられている）写真を必ず撮るようお願いします。				 □写真撮影・□日報提出
6・7月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 トラクター・モアの使用	
5・7月	田んぼダム		 大雨等の洪水時	 田んぼダムの状況	 □写真撮影・□日報提出	
7・8月	異常気象等の見回り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	夏	
9月	草刈り	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出	 □写真撮影・□日報提出		秋
その他	物品購入	 仮置き砕石	 刈払機	 購入資材・リース機械の使用状況	赤土・砕石、刈払い機等備品の購入または、機械をリースした際は、購入・リースした物品と使用状況を撮影するようお願いします。	

☆暗渠排水による農地の陥没や空洞化現象について…近年増加傾向…注意☆

近年、農地に筋状の陥没箇所や表土層下部の空洞化が現れてきております。

原因として上げられるのは、暗渠施工農地の連続的休耕や転作地としての利用によって生じる長い期間水閘を開けたままの状態が続いたことによるモミガラ炭化によるものです。

モミガラは濡れている状態では酸化せず弾力性を維持できるのですが、一旦、酸化による炭化が進むと弾力性やその厚みを失い、そのことによってその箇所に空洞やそれに伴う陥没が生じるのです。

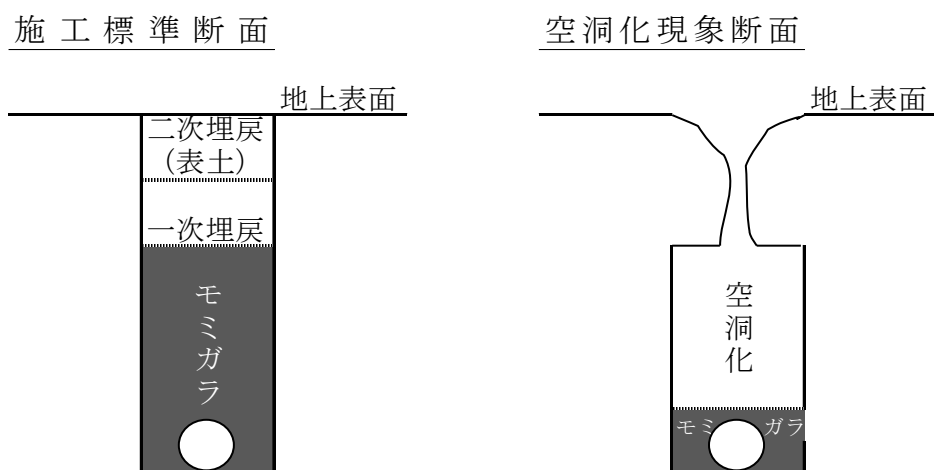
対策としては田畑輪換をおこなったり、連続して転作地への対応をしている農地でも、作付け期間が終わったらこまめに暗渠の水閘を止め暗渠の効果とモミガラの維持のために、水分を与えることに心がける必要があります。

また、現象が発生した場合の対応としては、発生時期として一番多いのが春の耕運作業のときですので、深めの耕運と丁寧な代掻きを実施してください。（管などを用いてモミガラを投入することも有効な手段です。）ただし、田植え完了時に発生した場合については、一時的に土嚢に土を入れその穴を塞ぐようにしますが、来春までには念入りの調査と完全な対応をしてください。

基本的に暗渠排水工は個人の財産です。

土地改良区では対応しておりませんので、適切な管理と維持に努めましょう！

【暗渠排水工断面図】



職員の配置について

令和3年度の職員配置は次の通りです。

< 総務課 >

事務局長	佐藤友二
総務課長(兼務)	佐藤友二
総務課長補佐(兼務)	叶野直人
財務係長(兼務)	本間洋昭
庶務係	柏倉奈緒

< 会計課 >

会計課長	叶野直人
会計係(兼務)	安野憲由
会計補助(兼務)	柏倉奈緒

< 工務課 >

工務課長	本間洋昭
技術主幹	山川利夫
工務係長	安藤寿克
技師	安野憲由

●各揚水機場の傭人は次の方々です。

施設名	所在地	氏名	施設電話番号
幹線施設・監視 (八栄島第2揚水機場)	区域全域	佐藤隆	—
三和第1、第2揚水機場 (八栄島第2揚水機場)	三和	鈴木雄次	—
八栄島第1、第2揚水機場	八色木、小中島	小鷹正廣	080-1651-4191

() は運転補助



安全教育に勝る安全対策はありません。
 用排水路・揚水機場周辺での遊びは非常に危険ですので、
 ご家庭でも十分に話し合う機会を設けていただきながら、
 事故防止にご協力をお願いいたします。



事故等緊急連絡先

080-1842-3050 (工務課直通)